# 国内希少野生動植物種の提案制度について

#### 1. これまでの実施状況

#### (1) 背景

## ①平成25年6月の種の保存法改正法時の衆参両議院の附帯決議

- ・「保全戦略」に希少野生動植物種の指定に関する国民による提案の方法及 び政府による回答の方法等を明記すること
- ・希少野生動植物種等の指定に関して、<u>国民による指定提案制度の法定を検</u> 討すること

## ②平成26年4月策定「絶滅のおそれのある野生生物種の保全戦略」に明記

- ・国民からの提案を、規制が必要な根拠とともに受け付ける体制を整備する。
- ・具体的には、環境省のホームページにおいて、提案にあたっての様式や提 案の受付時期等の詳細を示すこととする。
- ・得られた提案は、適切な情報管理を行ったうえで、中央環境審議会自然環境部会野生生物小委員会に諮り、指定の候補種を検討することとする。

#### (2) 実施方法

平成 26 年 9 月より、環境省のホームページにて提案の募集を開始。提案は随時受け付け、各年度 11 月末までに受け付けた提案を翌年度に検討。

#### 【提案書の記載内容】

- ・ 種名及び学名
- ・分布・生息の状況(根拠書類を添付)
- 減少要因
- ・ 提案の理由
- ・希少野生動植物種保存基本方針との合致
- ・保全取組の現状及び今後の予定
- ・その他

得られた提案種については専門家による非公開の検討会で指定の適否を検 討のうえ、必要に応じて指定。提案種のうち指定した種数や指定不要と考えら れる種数等を中環審自然環境部会野生生物小委員会で報告。

#### (3) これまでの募集及び指定検討結果

これまでに計 49 種の提案があり、うち 17 種は既に国内希少野生動植物種に指定し、1種は今年度の指定を予定。残る 31 種のうち 7 種は絶滅のおそれが低いことから現時点では指定しない方針としており、それ以外の 24 種については引き続き検討。(詳細は資料 3-4 の通り)

## 2. 平成29年度種の保存法改正に伴う変更点

①改正法において、国内希少野生動植物種に係る提案の募集を位置づけ 【種の保存法(抜粋)】

第六条 環境大臣は、中央環境審議会の意見を聴いて希少野生動植物種の保存のための基本方針の案を作成し、これについて閣議の決定を求めるものとする。

- 2 前項の<u>基本方針</u>(以下この条において「希少野生動植物種保存基本方針」という。)は、<u>次に掲げる事項について定める</u>ものとする。 (略)
  - 三 国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項 (略)
- 5 <u>環境大臣は</u>、環境省令で定めるところにより、<u>第二項第三号に規定する提案の募集を行う</u>ものとする。

## 【種の保存法施行規則(抜粋)】

第一条の四 法第六条第五項の規定による提案の募集は、<u>少なくとも毎年</u> 度一回、当該提案の募集のための相当な期間を定めて行うものとする。

2 環境大臣は、前項の期間をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

## 【同法改正時の衆参両議院の附帯決議(抜粋)】

二 生息地等保護区の指定や保護増殖事業計画の策定についても、現場で 実際に保全に取り組む団体等からの提案を受け入れる制度の法定化を検討 するとともに、これら国民からの提案を踏まえ、科学委員会は、種指定の 優先度と個体数回復などの目標、必要な保護増殖事業計画、生息地等保護 区などを適切に具申すること。

# ②平成30年4月に変更した基本方針に追記

第三 国内希少野生動植物種に係る提案の募集に関する基本的な事項

1 募集する提案の内容

絶滅危惧種の保存を多様な主体と連携しつつ推進する観点から、<u>国内希少野生動植物種に係る提案を広く国民から募集する</u>。なお、<u>次の事項について記載された提案について、国内希少野生動植物種の選定又は解除に係る検討対象として受け付ける</u>。

- ア 国内希少野生動植物種(特定第一種国内希少野生動植物種及び特定第 二種国内希少野生動植物種を含む。)として新たに選定すべき種又は国 内希少野生動植物種から解除すべき種の和名及び学名
  - イ 当該種に関する基礎情報及び現在の生息・生育状況
  - ウ 当該種を選定又は解除すべきとする理由及びその根拠
  - エ 当該種に係る保存のための取組の現状と予定
  - オ 新たに選定すべき種について、選定後に効果的と考えられる保存施策

## 2 提案の取扱い

受け付けた提案については、適切な情報管理の下、当該種の減少要因や、 種の保存のための規制及び施策を実施することの効果などについて、当該 種の生態的特性などについて専門の学識経験を有する者の意見を聴き、当 該種の選定又は解除をすべきかを検討する。また、対象種の存続に支障を 来す場合等を除き、可能な範囲で検討経緯等を公表する。

## 3. 法改正を踏まえた実施方法(案)

#### (1) 提案募集制度の大枠について

- ・基本的にはこれまでの提案募集制度を踏襲する。
- ・変更された基本方針に沿って、「新たに選定すべき種について、選定後に効果的と考えられる保存施策」の項目を追加。
- ・特定第一種への変更など、カテゴリの変更についても提案できるようにする。
- ・これまでに提案のあった種のうち引き続き検討としているものについては 新たな体制で検討を継続する。

#### (2)情報の公開及び取扱いについて

- ・基本方針において「対象種の存続に支障を来す場合等を除き、<u>可能な範囲で</u> 検討経緯等を公表する。」とされていることから、科学委員会に先立って当 該種の生態的特性などについて専門の学識経験を有する者の意見を聴いて 検討した結果の概要については、対象種の存続に支障を来す場合等を除き公 開する。
- ・具体的には、国民からの提案種に対する意見については、駆け込み捕獲等(特に捕獲・採集圧が確認されている種)の問題が生じないよう、<u>分布情報等については伏せた上で公開</u>とすることとする。また、専門の学識経験を有する者の意見を聴いて検討した際に<u>当該年度の候補種として選定されなくとも今後指定の可能性があり引き続き検討とした種については</u>、同様の問題が生じないよう<u>種名等の種の特定に繋がる情報は非公開</u>とする。

## (3) 具体的な募集方法及び選定検討の流れについて

- ・環境省のウェブサイトにおいて募集。<u>具体的な募集の様式(案)は別紙①参</u> 照。
- ・提案は随時受け付け、<u>各年度12月末までに受け付けた提案を翌年度に検討</u>。 ただし、<u>今年度については、</u>科学委員会の開催時期の関係から、<u>2月末まで</u> <u>に到着した提案について翌年度に検討することとする。</u>
- ・検討結果を選定検討会に提示し、選定検討会において検討の上、その結果概要を科学委員会に提示し、意見を聴取する。<u>選定検討にあたっての流れについては、別紙②参照</u>。